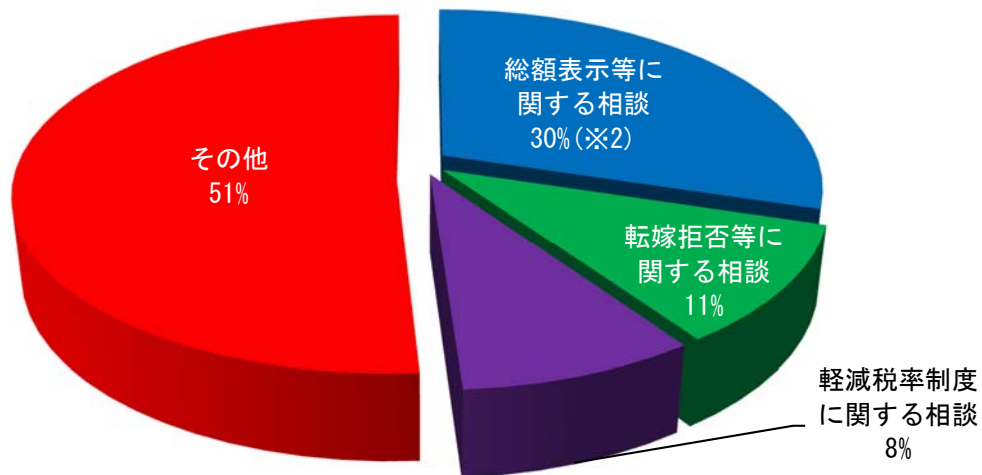


## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 28 年 8 月(8/1～8/31)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

8 月の相談件数：電話 47 件、メール 0 件  
【相談内容（全 47 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 小売事業者です。消費者向けの価格表示について、一覧表形式で表示する場合、表に掲載する価格は税抜価格とし、表の欄外に「すべて税抜価格表示です。」と注意書きする方法は問題ないでしょうか。

A. 御相談のように税抜価格のみを表示する場合には、消費者にその価格が税込価格と誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じていただく必要があります。

この誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に認識できる方法で行っていただく必要があります。

したがって、御相談のように表の欄外に「すべて税抜価格表示です。」と注意書きをする場合には、注意書きの記載が消費者にとって目に付きやすい場所に、明瞭に記載してある必要があります。

Q. 注文住宅の建築について、建築士と設計料を記載した契約書を取り交わすことにしています。契約書に記載する金額については、総額表示の義務の対象となるのでしょうか。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 1 件

※2 うち総額表示に関する相談が 43%、消費税一般に関する相談が 57%

A. 総額表示の義務は、「不特定かつ多数の者に対する(一般的には消費者との取引における)値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合」を対象としているので、特定の者に対して作成する、又は取引成立後や決済段階で作成する見積書・契約書・請求書等については、総額表示義務の対象とはなりません。

このため、契約書に税抜価格又は税込価格のいずれの金額を記載するか等は、取引内容等を踏まえた上で当事者間において御判断いただくこととなります。

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 当社は資本金 2000 万円の買手で、仕入れ先の売手は資本金1億円です。このように売手の資本金が買手の資本金より大きい場合でも、消費税転嫁対策特別措置法の適用を受けるのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、①個人事業者、②人格のない社団等又は③資本金等の額が3億円以下である事業者(売手＝特定供給事業者)、から継続して商品又は役務(サービス)の供給を受ける法人である事業者(買手＝特定事業者)が、上記①～③に対して減額、買ったたき等の消費税の転嫁拒否等の行為を行ってはならないとされています。

消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)は、法人である事業者であれば該当しますので、たとえ売手の資本金が買手の資本金より大きい場合であっても、上記①～③と継続して取引を行っていれば、特定事業者に該当し、消費税転嫁対策特別措置法が適用されることとなります。

なお、買手が大規模小売事業者(注)に該当する場合は、売手の資本金等にかかわらず特定事業者に該当し、消費税転嫁対策特別措置法が適用されることとなります。

(注) 一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者であって、前事業年度における売上が 100 億円以上である者又は一定以上の店舗面積の店舗を有する者をいいます。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 適格請求書等保存方式(インボイス方式)について質問です。

①適格請求書発行事業者登録は強制ですか、任意ですか。登録しない場合、罰則規定はあるのでしょうか。

②適格請求書発行事業者でない免税事業者からの課税仕入れは仕入税額控除できないのでしょうか。

A. ①適格請求書発行事業者の登録は任意のものであり、登録を強制するものではありません。そのため、登録しない場合の罰則規定もありません。

ただし、適格請求書は、適格請求書発行事業者として登録を受けた課税事業者のみが交付できますので、登録を行わない場合は、適格請求書の交付ができません。

②適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除は認められないこととなります。

ただし、事業者が適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合、適格請求書等保存方式の導入後3年間は、仕入税額控除相当額の 80%、その後の3年間は同 50%を控除することができる経過措置が設けられています。

なお、軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの「軽減税率特設サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&A等を御覧ください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610